

令和2年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会議事録

1 日時：令和2年7月17日（金） 午前9時30分～午前11時55分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 10階 101会議室

3 出席者：

(1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、観音寺 拓也委員（副部会長）、印南耕次委員、
木下 剛委員、望月 悦子委員

(2) 事務局

（都市局）

青柳都市局長

（都市総務課）

諏訪都市総務課長、須長課長補佐、亀井主査、元起主任主事

（公園緑地部）

石橋公園緑地部長

（公園管理課）

植木公園管理課長、林主査、小島技師

4 議題：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

(2) 千葉市都市緑化植物園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等
について

5 議事の概要：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

配布資料をもとに説明を実施した。

(2) 千葉市都市緑化植物園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等
について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等に関する事項について審議
した。

○須長都市総務課長補佐 それでは、時間よりちょっと前なんですけど、始めさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより令和2年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開会いたします。

事務局をしております都市総務課、須長でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、観音寺委員が少し遅れておりますが、委員数5名のうち4名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本会議は成立しております。

開会に当たりまして、都市局長の青柳よりご挨拶申し上げます。

○青柳都市局長 都市局長の青柳でございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、委員会に参加いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、都市緑化植物園の指定管理、来年度、令和3年度から5年間予定してございますけれども、募集条件、審査基準、こちらの審議をお願いしているところでございます。

事務局から案をお示しておりますのは、前回の委員会などでいただきましたご意見を参考に案を作成させていただいております。都市緑化植物園、昭和56年からということで、歴史のある施設でございますけれども、引き続き市民の方が満足できる施設になるように、今日は忌憚のないご意見をいただければと思います。

一昨日、皆様には現地をご覧いただいたと伺っております。私も先日確認をいたしまして、改善しなければいけないところが、中長期的に対応しなければいけないものでしたり、すぐに対応しなければならぬものでしたり、色々あるかと思っておりますけれども、ご意見をいただく中で少しずつ改善してまいりたいと思っておりますので、どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、10月にまた、本日の議論も踏まえてということになるかと思っておりますけれども、指定管理予定候補者の選定、こういったところにしてもご協力のほどをお願いするところでございます。

以上、簡単でございますけれども、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日は、審議よろしくお願いいたします。

○須長都市総務課長補佐 青柳局長につきましては、本日所用がございますため、これをもちまして退席とさせていただきます。

(都市局長 退室)

○須長都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

お手元の資料3、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてをご覧ください。

本日の会議は、1、会議の公開の取扱いの(1)のただし書にあります、「公募の方法により指定管理者予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議」に該当いたしますので、非公開となります。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)及び3、部会の会議への準用により、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認により確定させていただきます。

それでは、ここからは石井部会長に議事を進行していただきます。

石井部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○石井部会長 皆さんおはようございます。石井でございます。

それでは、私が議事進行をさせていただきます。会議を円滑に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、議題（１）指定管理者の募集から指定までの流れについてに入ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

○諏訪都市総務課長 都市総務課長の諏訪でございます。よろしく願いいたします。

議題の（１）指定管理者の募集から指定までの流れについてをこれからご説明させていただきます。これより着座にて説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

初めに、資料の５をご覧ください。

令和２年６月、公園管理課の欄に募集要項等の作成とありますが、千葉市都市緑化植物園の指定管理者を募集するに当たりまして、募集要項等の案を作成しております。

７月の公園部会の欄に１７日第２回公園部会として、募集条件、審査配点等に関する審議とありますが、こちらは本日開催の部会で、募集要項や選定基準等の案について、特に審査項目、そして配点、採点方法などについて、外部有識者であります皆様から意見をいただくために開催するものであります。

公園管理課では、皆様からいただきました意見を基に、募集要項等に修正を加え、７月２８日から、指定管理者の募集の手続に入ります。そして、８月２７日から９月２日まで、指定申請書の提出期間、そして、その後形式的な要件審査、そして書類審査を実施いたします。形式的要件審査に合格した法人等などから指定管理候補者を選定するため、１０月に第３回公園部会を開催する予定でございます。

実施する提案内容審査の流れについては、当日改めて説明させていただきますが、指定管理者の選定については公募によるものとし、提出された提出書等を審査の上、第１順位から第３順位までの指定管理者予定候補者を選定いたします。指定管理予定候補者の選定後、１０月の中旬に各応募者に対し選定結果の通知を予定しております。第１順位の指定管理予定候補者となった者には協議を申し入れ、双方の合意がなされた場合には仮協定書を締結いたします。なお、第１順位の候補者と協議がまとまらない場合につきましては、順次下位の者と協議を進めてまいります。

また、本年、第４回定例会において、指定管理者指定議案の議決を得て、１月に指定管理者の指定、基本協定の締結を行いまして、令和３年４月１日付で当該年度に係る指定管理料の額等を定めた年度協定を締結してまいります。

最後に、次年度以降につきましては、管理運営をより適正に行うために、年度評価等を実施しまして、最終年度におきましては、管理業務の総括のための評価及び次年度指定管理者の選定のための総合評価を実施してまいります。

説明は以上になります。ありがとうございました。

○石井部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆様からご質問などございましたらご発言をお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、議題１については、以上で終わります。

議題２、千葉市都市緑化植物園の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査配点等についてに入ります。

募集要項管理運営の基準、選定基準等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○植木公園管理課長 公園管理課、植木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明、座ってさせていただきます。

それでは、資料6-1をお願いいたします。

千葉市都市緑化植物園指定管理者募集要項案でございます。

1ページ目が目次となっておりますので、2ページ目からご覧いただければと存じます。

初めに、1といたしまして、指定管理者募集の趣旨、こちらのほうは、リードの下3行に、市では、令和3年3月をもって現指定管理者の指定期間が満了となることに伴い、令和3年4月から指定管理者を広く公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集いたしますとなっております。

それから、下に参りまして、2の募集要項等の定義といたしましては、管理運営の基準のところでございますが、市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を、といたしまして、この後にご説明いたします資料6-2で管理運営の基準をご説明させていただきたいと存じます。

それでは、3ページ目をお願い申し上げます。

3の公募の概要でございます。

(1) 管理対象施設、千葉市都市緑化植物園とさせていただきます。

こちらは、資料の6-6に添付しておりますが、都市緑化植物園の図面がございます。ちょっとこちらに掲示をさせていただきます。同じものの状況でございますが、こちらが資料6-6に添付してございます都市緑化植物園の全体でございます。今回は、タイトルを「千葉市都市緑化植物園みどりの相談所」という名称から、「千葉市都市緑化植物園」と、「みどりの相談所」を削除させていただいております。こちらは現指定管理も同様でございますが、指定管理区域が相談所の建物以外、こちらにこの間ご視察いただいた建物の部分以外の全域が今回指定管理の対象といたしますので、募集要項や管理運営の基準においてもみどりの相談所を削除している状況でございます。

続きまして、(2) 指定期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間でございます。

(3) 業務内容につきましては、指定管理期間内の本施設の管理業務を担っていただくものとなっております。

(4) 選定の手順でございますが、先ほど資料5でご説明させていただいたとおりでございますけれども、まずは募集要項等の公表、配布を7月28日に開始させていただきまして、その公表から受付最終日の9月2日まで、公表日を含めて約37日間という形になっております。

最後に、指定管理者の指定、協定の締結を来年1月に行わせていただくという手順になっております。

続きまして、資料6-1の4ページ目をお願い申し上げます。

管理対象施設の概要でございます。

(1) 設置目的等でございますけれども、法令上の設置目的ですが、都市公園法の公園に設ける施設といたしまして、都市公園の効用を全うするため、当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設ということで、都市公園内に設ける施設を列記してございます。その中で、第6号で、植物園、動物園、野外劇場、その他、教養施設で政令で定めるものとありますので、これを法令上の設置目的としてこの欄に記載させていただいております。

続きまして、ビジョンでございます。

この施設の目的、目指すべき方向性でございますが、多くの市民に緑の大切さを伝え、緑化

や緑の保全に対する意識の普及、啓発を図るとともに、緑を仲立とする地域コミュニティの核として機能すること。現指定管理のビジョンのリードについては、若干こちらに対照表で示させていただいたんですが、ビジョンの一番頭の部分を少し言葉を整文させていただいて、整理している状況でございます。

ミッションといたしましては4つございます。

1つ目が、植物の育て方や管理方法など、市民の日常的な緑化活動に対する指導や相談を行うこと。

2つ目といたしましては、緑化植物の展示や講習会などを通じて、緑化活動や植物に対する学習の場を提供すること。

3つ目といたしまして、緑を仲立としたコミュニティ活動を促進するため、緑に関するボランティア活動の場を提供すること。

4つ目といたしまして、四季折々の植物の姿が楽しめる見本園や園地を開放し、屋外レクリエーションの場を提供することとなっております。

こちらのキーワードといたしましては、「〇〇の場」としての各種活動に寄り添える施設でありたいとの考えで、このミッションのほうを4つ設定させていただいております。

それでは、ページをおめくりいただきまして5ページ目をお願い申し上げます。

(2) 施設の概要及び特徴でございます。

こちら表にまとめさせていただいておりますが、所在地は千葉市の中央区星久喜町というところに立地しております。

開設は、昭和56年、こちら1981年ということで約39年を迎える施設となっております。

みどりの相談所の施設といたしましては、事務所、温室、詰所、ボイラー室等で構成されております。

それから、見本園といたしましては、1万4,000平米、約1.4ヘクタールございます。都市緑化植物園全体の都市公園面積は3万4,129平米、約3.4ヘクタールございます。

特徴につきましては記載のとおりでございますが、こちらの植物園は、そもそも昭和48年から、みどりの銀行というものを千葉市が制度として設置いたしまして、ご家庭から出た樹木なりを受け入れさせていただくようなことをやっておりましたが、そのさらなる発展として、国の制度を活用いたしまして、発展版として植物園を整備し、今に至っているという状況でございます。

駐車場は、今約40台駐車可能がありまして、無料となっております。こちらのちょっとグーグルの評価でも閲覧すると、無料ということに対する評価がポイントの1つとなっているのかなと感じている次第でございます。

供用時間につきましては午前9時から午後5時まで、供用日は月曜日及び年末年始以外の日というふうに定めております。

次に、(3) 指定管理者制度に関する市の考え方ですが、ここで成果指標と数値目標を設定させていただいております。

下の表でございますが、成果指標といたしまして、現在より指標の内容の変更や追加を今回ご提案させていただいております。

1つ目の、講習室利用者数でございますが、こちらは数値目標を少し下方修正させていただきたいというふうに考えております。

項目的には同じでございますが、この後の数字の部分、数値目標の下方修正を考えております。

2つ目が、新規設定となります。受託事業の講座参加率。

3つ目に、集計すべき数値的な内容を変更したいと考えております。ボランティア活動の団体数という3つを今回考えさせていただきます。

そちらの数値目標の部分でございますが、数値目標といたしましては、講習室利用者数が年間6,900人、こちらは平成29年から令和元年度の平均値を基準として取りたいと考えております。講習室の利用の大半は春と秋のバラ展の来場者数となっております。初年度、平成28年度はかなり頑張り過ぎた結果、来場者がほかの年度より2倍ほど集まってしまったというところで、駐車場もあふれ、近隣の住民の皆様にも御迷惑をおかけした。さらには、ボランティアの活動者の皆様もかなりのご負担があったということで、初年度は少しイレギュラーな数字かなということを考えまして集計からは除いております。

次に、新しく追加いたしました指標である受託事業の講座参加率ですが、平均85%としております。こちらは、平成28年度から令和元年度までの平均値を基準として取っていきたいというふうに考えております。

3つ目のボランティア活動の団体数を今回9団体としておりますが、こちらは、本日お配りさせていただいておりますボランティア団体の表のとおりでございます。現在9団体が園内で活動いただいております。先般の視察でもご覧いただいたかと思いますが、各所で、いわゆる野草園で活躍されている方や庭造りをされている方といった方々が9団体いらっしゃいますので、そういった活動をされておりますが、こちらの活動がおおむね月1回以上の活動を基準としておりまして、ボランティアさんの継続や新規活動の増加を期待しているということで今回の指標でございます。

年度評価では、これは今後のシミュレーションでございますが、9団体の活動が維持されればC評価、1つでも増えれば、これは水準どおりでございますがB評価に、2つ増えればAといった、そういったことを想定した考え方に基いております。

今までのボランティアについては、活動日数の合計ということで指標にさせていただいたんですが、日数の合計からでは活動の効果が分かりづらい、現在高齢化した団体におきましては、活動内容は変わっていないんですが、昔は短い午前中だけで1回活動できたものが、やはり午前、午後に分けて、それでも皆様自己満足は達成していただけるようなことになってしまいますと、これだけで回数が2回ということで、増えていってしまうというような状況も見られておりますので、指標の設定はちょっと難しいのかなと考え、今回、団体数の数というのを設定させていただいた次第でございます。（注：正しくは、1日に2回活動した場合、1回としてカウントされ、1日で活動できていたものが2日に分かれると、2回としてカウントされる。）

続きまして、6ページ目をお願い申し上げます。

5の指定管理者が行う業務の範囲でございます。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲、これは市が支払う指定管理委託料に含まれる業務でございます。アといたしまして施設運営業務、イといたしまして施設維持管理業務、ウといたしまして経営管理業務で構成しております。

続きまして、(2) 自主事業として行うことができる事業、こちらは市が支払う指定管理料に含まれない業務でございます。アといたしまして施設の興行の企画・誘致業務、イといたしまして飲食・物販事業の実施、ウがその他業務となっております。

それから、(3) でございますが、再委託については、指定管理者のノウハウを生かすべき部分を第三者に再委託することはできません。

業務の再委託に当たっては、市へ通知が必要ということで、ここはひな形に基づいて、今ま

では市の承認が必要といったことから、今後は市へ通知が必要という形で事務の簡略化というのを変更していきたいというふうに考えております。

続きまして7ページをお願いいたします。

6番の市の施策等との関係でございます。

これにつきましては、(1)といたしまして、施策の理解、(2)市内産業の振興、(3)市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保、(4)労働条件審査、(5)男女共同参画社会の推進、(6)環境への配慮、1ページ進んでいただいて8ページ目になりますが、(7)災害時の対応、こちらは本施設、千葉市の地域防災計画上の避難所、避難場所という形に指定されておりますので、市と共に、発災時というか災害対応においては、その責務を担っていただきたいということを認識を求めるものでございます。

続いて、(8)が暴力団の排除、(9)が特別提案、この9番につきましては、今回新たに募集要項に記載を追加したものとなっております。

審査項目におきまして、特別提案という制度自体が前回からあったものですが、今回、いわゆるにぎやかしというか、そういった部分でのハード面、ソフト面を問わず、ご提案をお願いしたいということで、様式に設定してございます。

続きまして、7の指定管理者の公募手順でございます。

募集要項等を公表いたしました後に、まず(1)といたしまして、募集要項に関する説明会、これは現地見学会を含むものですが、8月6日の午後に講習室において実施を予定しております。

続いて、9ページをお願いいたします。

(2)募集要項等に関する質問の受付ですが、質問できる団体は説明会に参加した団体に限定させていただくということをルールとさせていただきたく記載しております。また、その質問につきましては、eメールまたは持参によるものといたしまして対応をしたいと考えております。

続きまして、(3)募集要項等に関する質問の回答ですが、こちらは市の公園管理課のホームページで回答するようにしております。

続きまして、(4)提出書類の提出ですが、こちらは直接持参に限るということで限定させていただいております。それ以外の提出は認めておりませんというのが現状でございます。

そして、ページ10ページ、(6)ヒアリングの実施は、本公園部会においてヒアリングを実施していただくものでございます。

(7)選定結果の通知につきましては、こちらは選定終了後に速やかに文書で通知するという形になっております。

(8)選定結果の公表につきましては、応募者への通知した後、市のホームページで公表することとしておりまして、公表内容はア、指定管理予定候補者並びに第2順位及び第3順位の応募者の名称、イ、選定経過、ウ、選定理由、エ、応募者数及び応募者の名称、オ、選定評価委員会の答申の概要、こちらは各応募者の審査項目ごとの採点結果を含みますが、第4順位以下の応募者につきましては名称をアルファベットで表記する形とさせていただきます。

続きまして、(9)仮協定書を締結させていただいて、(10)指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結という形に進ませていただくものでございます。

それでは、11ページをお願い申し上げます。

8の応募に関する事項でございます。

(1)応募資格ですが、アからコまで列記しております。該当するものであることが必要と

なっております。アは、法人その他の団体であること、個人では認められませんということでございます。イは、千葉市外郭団体指導要綱に定める市の外郭団体でないこと。ウは、市の入札参加資格に関して、指名停止が行われていないこと。以下、エからコの7項目は記載のとおりでございます。

続きまして、(2) 共同事業体での応募ということが規定されております。

その下に(3) 事業協同組合又は事業協同小組合の応募の場合の資格となっております。

12ページをお願いいたします。

(4) といたしまして、有限責任事業組合の応募の場合。

(5) といたしましては、重複提案の禁止ということとなっております。

(6) は失格ですが、こちらは、アの中に募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。イにつきましては、基準額を超える額の指定管理指定料の提案をしたとき。ウは、複数の提案書を提出したとき。以下、エからクまで5項目となっております。

続きまして、(7) に提出書類についてですが、本件に合わせてちょっと1ページ飛びまして14ページをご覧ください。

14ページ、(8) というところで留意事項。

さらに、15ページおめくりいただいて、こちらのほうに(9) に保険、(10) にその他ということで、説明を提出書類について加えさせていただいている状況でございます。

それでは、15ページの下段をお願いいたします。

15ページの下段、9、経理に関する事項でございます。

(1) といたしまして、指定管理者の収入として見込まれるものですが、こちらのほうは、まずアといたしまして、利用料金収入、通常指定管理期間の切替えに合わせて利用料金の改定を行う、こちらのほうについては利用料金の改定を、このたびの再公募において行うルールとなっておりますが、今回はコロナの影響がございますので増額はいたしません。ただし社会経済情勢が落ち着いた段階では、この指定期間中でも変更する可能性がございますので、改定した場合には指定管理は別途協議をさせていただく形になるかという状況でございます。

イは、指定管理料、下段に指定管理料の算定方法を記載してございますが、括弧書きの中で指定管理料の基準についてとありますけれども、5年間で2億6,000万円、ページで言うと16ページの上段にございますが2億6,000万円、1年間で5,200万円となっております。こちらは、人件費や物価上昇率を踏まえた今回の金額とさせていただいたものです。現指定管理におきましては、今2億4,422万5,000円、1年間で4,880万円という状況となっておりますので、現時点の段階では、5年間の総額で約1,600万円の増額、単年度でも320万円を上限額として増額という形で、これからご提案を求めてまいりたいと考えております。

16ページを引き続きお願いいたします。

ウの自主事業による収入の取扱いを規定しております。こちらは、アからウまでございまして、指定管理者の収入として見込まれるものとしております。

次に、(2) 管理経費。こちらは、市が支払う経費に含まれるものですが、アとして人件費、イとして事務費、ウとして管理費、この3つは市が支払う経費に含まれる大きな要素となっております。

その下、(3) 指定管理料の支払いの方法を規定しております。

(4) 口座の管理。こちらにつきましては、指定管理に伴って発生する収入につきましては、法人の口座とは別に設けていただいで管理していただくことを規定させていただいております。

(5) 利益の還元についてということでございますが、アとして趣旨が記載させていただ

ておりまして、指定管理者は1事業年度において余剰金が生じ、原則として余剰金が当該年度の総収入の10%に当たる額を超える場合には余剰金として当該年度の総収入の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元いただくということをこちらのほうで設定させていただきます。

続きまして、17ページ、10の審査選定をご覧ください。17ページの下段に10の審査選定がございます。

(1) 選定方法でございますが、提案書の内容を以下アからカまで基準により審査し、選定いたしますということをこちらに規定させていただいております。

1ページが空欄となりまして、飛びまして19ページをご覧ください。

19ページが審査基準という形で表となっております。審査基準といたしましては、大きく全部で6つございます。その下に審査項目が示されております。合計といたしましては、今回155点満点で審査をいただきたい。前は、現状は145点満点でございましたが、今回、新規に2の(8)植栽の維持管理及び展示業務、こちらに10点という配点で追加を今回させていただいております。こちらは、植物園という施設の特性を踏まえまして、植栽管理計画及び各種見本園の美観形成や利用者満足度のためのサービス提供、こういったことについて評価する項目を新たに付け加えさせていただきたいと考えております。

20ページをお願い申し上げます。

11番といたしまして関連法規、12番といたしまして参考資料、13番にその他ということで(1)が業務の継続が困難となった場合の措置、ページの最下段で(2)といたしまして、協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置。

21ページにお進みいただきまして、(3)の部分がリスク分担に対する方針、こちらを記載してございます。

資料6-1、指定管理者募集要項案につきましてのご説明は以上でございますが、部会長、すみません、追加で、昨日指定管理業務に関する全般の通知がございましたので、担当よりご説明申し上げます。

○公園管理課 それでは、募集要綱の中で、市の7月14日付の契約課からの方針に基づきまして変更を行ったところがございますので、ご説明させていただきます。

資料の本文でございますと、お手元の資料、募集要項ひな形というものをご覧くださいまして、合わせて資料6-1、募集要項の11ページでございます。

(1) 応募資格の中にオ、千葉県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこととございますが、現在国税庁におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国税関連法律の臨時特例に関する法律の中で、事業者に対しての納税の猶予制度を用意してございます。その猶予制度を活用されている場合にはこの限りではないということを定めているところでございます。

具体的には、下の段、応募書類の提出書類の中で、市税の完納証明書を求めておりますが、この特例猶予制度を利用されている事業者の場合には、納税の猶予許可通知書の写し提出で替えさせていただくことも可能ということを定めているものでございます。

また、もう1枚の用紙でございますが、こちら6-4の基本協定書の中の12ページでございます。

この中の第55条に、指定の取消し及び管理業務の停止という項目がございますが、この項目の中に、今お配りした用紙の中の9番を追加してございます。こちら、条文といたしましては、

乙が千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び千葉市物品等入札参加資格者指名提出措置要領に基づき入札指名停止措置となった場合で、その措置要件及び措置理由が管理業務を継続する上で適当でないと認められる場合という条文でございますが、こちらは、昨年度末の昭和の森の事故を受けまして、同様な事態が発生した場合の対応につきまして、今後、新規に締結するその協定書の中に追加するという事で、こちらを別途追加することを提案させていただいております。

説明は、以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

今ご説明いただいたのは、6-1について。

○公園管理課 はい、募集要項の11ページでございます。

○石井部会長 ごめんなさい、今と言ったのは、全体の説明の中で指定管理者の募集要項、6-1についてのご説明ですよね。

○公園管理課 はい。

○石井部会長 どうでしょうか、そこのご説明に対して今質問や意見とかをしてしまったほうがいいのか、全部管理運営の基準とかまで行ってからのほうがいいのか。

○植木公園管理課長 一括でご説明させていただきたく存じます。

それでは、続きまして、資料6-2をお願い申し上げます。

こちらは、千葉市都市緑化植物園指定管理者管理運営の基準案でございます。

表紙をおめくりいただきまして、目次が3枚となっております、続きましての1ページ目をお願い申し上げます。

第1といたしまして、本書の位置付け、第2といたしまして、指定管理者業務を実施するために当たっての前提として記載してございます。

表中のビジョン、ミッション、成果指標、数値目標につきましては、先ほどのご説明のとおりでございます。

2ページ目をお願い申し上げます。

下段の第3、施設の概要及び管理区域でございます。

施設の概要は先ほどのご説明のとおりでございます、同じ表で取りまとめてございます。

それから、さらに1ページめくっていただきまして3ページ目でございますが、第4供用時間及び供用日。

第5といたしまして、利用料金制度導入に当たっての留意事項。

1ページお進みいただきまして、4ページ目の中段にございます第6といたしまして、使用許可業務となっております。

続きまして、第7が、施設運営業務についてとなっております。

1番に基本方針を示してございまして、2番に運営業務の範囲を掲げさせていただいております。

施設の運営について、指定管理者が行う業務は以下のとおりということで、アといたしましては運営業務、イといたしまして展示業務、エといたしまして市から事業実施受託業務、オとして指定管理者の自主事業実施、カといたしまして、その他運営業務という形で構成させていただいております。

それぞれの業務についてのご説明がそれ以降に記載させていただいておりますが、ここでは4ページお進みいただき8ページ目をご覧ください。

一番下のほう4に展示業務というのがございます。こちらは、本施設の特性である植物園と

ということでございますので、植えられている植物そのものが展示物ということであるという考えに基づくものでございます。

展示をやっていただく内容といたしまして、ページで言うと9ページにございますが、(1)常設展示、これは花のパネル等を展示いただくというふうに考えております。

それからもう一つ(2)植栽展示、こちらは、アといたしまして屋外見本園での展示、それから下のほうに行きまして、イとして、みどりの相談所内展示というのが一番下段にございます。

1ページおめくりいただいて、10ページにウといたしまして温室展示、以上3つの植物展示をお願いするというのが今回の基本となっております。

10ページ引き続きお願い申し上げます。

5の、施設貸出し業務でございますけれども、こちらは、本施設内に先般もお座りいただいた有料の講習室でございますので、そこでの机や椅子の貸出し業務を意図しているものでございます。

それから、6の市から事業実施受託業務となっておりますが、こちらは、10ページの下段から11ページの中段にわたる表で、指定管理者としてやっていただきたいということを条件付けさせていただいている状況でございます。

続きまして、11ページ、こちらのほうで7、指定管理者の自主事業実施でございますが、(1)といたしまして、施設の興行の企画、誘致業務として本施設を利用して設置目的に適合する範囲内で、自らの企画による興行を実施し、または興行の誘致を行い、自らの収入とすることができるとしております。

12ページをお願いいたします。

(2)飲食・物販事業の実施といたしましては、市の設置許可を得て、利用者に食事や喫茶等の飲食物、こういったものの提供や物販の提供、販売することができるということも規定させていただいております。

同じく、12ページの第8、施設の維持管理業務でございますが、1は、維持管理業務実施の基本方針、次に2に業務の対象範囲となっております。施設の維持管理については、指定管理者が行う業務は以下のアから、13ページにわたりますケまでの業務というふうに規定させていただいております。

以降、それらの業務につきまして、13ページから21ページの最上段まで、これが各業務の対象範囲と内容と基準の説明をさせていただいている状況でございます。

その中、特にご説明したい業務といたしまして、16ページにお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

16ページの下段をお願い申し上げます。ここで16ページの7番に植栽維持管理業務でございます。その中にさらにお進みいただいて17ページ目の一番最下段にボランティア団体との協働による維持管理というのがございます。こちらについて、ちょっとボランティア団体さんとの協働による維持管理ということを書かせていただいておりますので、ここを補足説明させていただきます。まず、アがハーブ園、日本庭園、湿生植物園、バラ園、こういったところについてボランティア団体のご協力をいただいて、今も維持管理を実施していると。ですので、団体さんとの連絡、調整を緻密に図るとともに、団体への支援、育成を図るということを規定させていただき、先ほどの成果目標との関連性を整合を図りたいというふうに考えております。

では引き続きまして、18ページをお願いいたします。

18ページの最上段、(イ)のところ、ボランティア団体の活動が一般利用者の妨げや園内

の専用的な利用にならないよう配慮し、実施することとし、現在活動しているボランティアの皆さんと引き続き協働で作業をお願いしたいという趣旨で規定させていただいております。

続きまして、またページを飛んでいただいて21ページをお願いいたします。

21ページの第9、経営管理業務になります。

こちらに1番、指定管理期間前の準備業務が23ページの9番の指定管理終了時の業務引継ぎまで、それぞれ事務的に積み上げをさせていただいております。

続きまして、第10、23ページをお願いいたします。

23ページ下段に第10、その他の重要事項となっております。こちらは、その他の重要事項のうち2の修繕というところをご覧いただきたく、こちらが24ページでございます。24ページの上段にその他重要事項の2修繕ということで規定してございますが、修繕の(1)一般的事項といたしまして、1件当たり20万円以下の修繕は指定管理者様のご負担として実施いただきたく、20万円を超えるような修繕については市と協議の上決定し、対応していきたいということをこちらで規定させていただいております。

以上が、資料6-2、千葉市都市緑化植物園指定管理者管理運営の基準案でございます。

続きまして、6-3に入らせていただきます。

続きまして、資料6-3でございますが、こちらは申請する様式集となっております。こちらにもひな形に基づいております、先ほどの募集要項のご説明の中で審査項目を1つ増やさせていただくということで提案書、様式後ろのほうになりますが、様式集にページ番号が振っておりません、6-3の後ろのほうに9ページという提案書様式第8号というのが入っています。下に9ページというのが入っているページがございますけれども、よろしいでしょうか。

そちらのほうに、今回、植栽の維持管理及び展示業務といたしまして、植物園としての管理水準や利用者満足度向上のための方法について記載していただくために、3ページ以内で御提出をいただくとともに、配点10点という形で提案を求めていきたいというふうに考えております。

資料6-3のご説明は以上でございます。

引き続きまして、資料6-4、基本協定書の案でございます。

こちらは、私からは特にご説明することなく、ひな形どおり千葉市の形を準用しております、大局的には、千葉市都市緑化植物園の管理に関する基本協定書案という形で示させていただいております。

こちらの第55条に、先ほど私どもの林のほうからご説明させていただいたリスク的なことを追加させていただきたいという形になります。

それでは、最後、資料6-5をお願い申し上げます。

資料6-5でございますが、千葉市都市緑化植物園指定管理予定候補者選定基準でございます。

1ページをお願い申し上げます。

こちらの審査方法でございますが、中段の(1)形式的要件審査(第1次審査)として記されております。第1次審査につきましては、応募者が募集要項に記載する応募資格要件を満たしていることを事務局といたしまして確認するものでございます。資格の不備の場合は原則として失格ということで、当該応募者について次の提案内容審査は行わないこととなります。

その後、(2)提案内容審査(第2次審査)という形になります。こちらは、本部会にお諮りする部分でございます。

審査の概要ですが、提案書の記述内容等について本選定基準に示す採点基準に従って、各委

員に各審査項目を評価及び採点いただきます。また、一部の審査項目につきましては、事務局が事前に採点をさせていただき、選定評価委員会にご報告し、採点結果の平均点を審査項目ごとに算出後、合計し、総得点としてお示しさせていただきたいと存じます。総得点が最も高い提案を最優秀提案とし、以降最大第3順位までの提案を選定いたします。ただし総得点の合計が最も高い提案であっても、個別の審査項目において管理運営の基準等に示す水準に満たない提案がある場合などは、最優秀提案とはせず失格となる場合がございます。

2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目に審査の流れをフローチャート化し整理させていただいておりますので、後ほど御一読いただければと存じます。

その下に、少しバックいたしますが、先ほどの第1次審査、第2の形式的要件審査、こちらは事務局が審査する内容でございますが、(1)として審査内容、提案書などから応募者が次の応募資格を全て満たし、かつ失格要件のいずれにも該当しないことを確認するといったことを記させていただいております。こちら、アといたしまして応募資格、1 ページおめぐりいただいて、イとして失格要件を列記させていただいております。

次に、4 ページをお願いいたします。

4 ページは、3 の提案内容審査でございます。

(1) 審査方法は、各委員の皆様提案書の内容を審査、採点していただく審査項目ごとに算出した平均得点の総合計をもって当該応募者の得点とし、応募者の順位を決定するものでございます。審査項目、配点につきましては、以下表のと通りの記載でございます。

審査項目の配点の考え方でございますが、今回新たに追加いたしました2、施設の管理を安定して行う能力を有すること、(8)及び5は施設の管理に要する経費を縮減するものであること、6、その他市長が定める基準、に関する審査項目を除きまして、各項目に原則として5点を配点をさせていただいております。また指定の基準のうち、2の(8)植栽の維持管理及び展示業務、こちらについては配点を10点という形で今回ご提案させていただきたいと存じます。収入支出見積りの妥当性につきましては、配点を10点、続きまして、管理経費につきましては配点を20点というふうにさせていただいております。

5 ページをお願いいたします。

こちらは、審査項目の審査・採点方法を記載させていただいております。

こちらは、アは原則でございますが、原則については、一部の審査を除き、AからEまでの基準による5段階評価で実施させていただきたいと存じます。過半数の委員の皆様がD評価をしたり、または1人以上の委員の方がEの評価をした場合には、選定評価委員会において協議いただき、当該応募者を失格することが相当であるか否かをご判断いただきたいという状況でございます。全ての委員の皆様がEの評価をした場合は、当該応募者は直ちに失格というふうにさせていただきたいと思っております。これによらないものが、6 ページに(イ)上記原則によらない審査項目として整理させていただいている状況でございます。以降、細かく配点の考え方をお示しさせていただいておりますという状況でございます。

これまでご説明いたしました資料6-1から6-5につきましては、千葉市の総務局のほうで、全庁的に指定管理の様式のひな形を作成してございまして、基本的にはそれに沿った形で作らせていただいております。そこに今回大きな変更点を加えたということは、現段階ではないというのが状況でございます。

私からの全体のご説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○石井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた内容について、ご質問、ご意見を委員の皆様よろしくお願ひいたします。

○観音寺委員 全部、どこでもいいですか、それともまとめて。

○石井部会長 そうですね、関連してきてしまうと思いますので、どこでもという形で行きましょうか。それで、質問とか意見とか出た段階で、それに関連するものがあれば、ほかの委員の方からも続けてという形で、お願ひいたします。

はいどうぞ。

○観音寺委員 説明ありがとうございました。

質問として何点かあるんですが、まず6-1の5ページ数値目標ですが、今回変えられたということで、それ自体はよろしいかなと思うんですが、③のボランティア団体の活動の団体数で、現状数値目標9団体以上ということですが、この目標にして、どういう形での推進というか、現状を維持していくための推進になると思うんですが、何かお考えとかはあってこれにされているのでしょうか。

○植木公園管理課長 現状が活動の回数ということに対して何を修正すればいいのかなということで、まず内部でも実はアンケートの評価評定が大体平均で行くと4.2という高い数字があるんですが、その4.2を上げる、下げるということの何を持って基準にするのがいいのかなということも悩んだり、指標項目については、今回悩みました。その中で、ミッションの部分に立ち返って、まずは今回のミッションの3番のボランティア活動の場を提供することということで、何をリンクさすべきかなということをもとに、基本的には、都市緑化植物園に来ていただいて、そこで定着していただいて、長く活動していただくということがいいのかなというふうなことを考えて、今回は団体数、そこで活動していただく方が長く、もう既に高齢でございますので、そういった方々の定着と息の長い活動を期待するという意味で団体数というのを一つご提案した次第でございます。

○観音寺委員 なぜこういう質問したかと言うと、今9あって、変な話、何もしなくてもボランティアさんが通常のままいけば9続いていくのかなという気もしています。例えば1団体が辞めると言ったときに8になっちゃいますから、目標を達成のためには増やすと思うんですが、辞めるという前から9団体以上となっているので10にするために何か推進するのか、どうやってやっていくのかなというのが、いまいち見えないです。千葉市の中のほかのボランティアに声をかけていくのか、推進方法がよく分からないんですよ。

○植木公園管理課長 推進方法につきましては、今まで、私も自然保護の活動内容ですが、主査も経験いたしました、講座を開催して新規の掘り起こしというのが一つ形としてあるのかな。あとは、ほかでも活動いただいている方のフィールドワークとしての場をご提供する形で取り込むという形も考えられるかと思っておりますので、既に菊の団体なりについては、もうご高齢化が大分進んでいるという形では、この施設の維持も含めて、世代間の更新なりを含めて、指定管理者にも少しそういったやる気を促していただくという意味でも考えていきたい、またそこには市としてもきちんと寄り添って行きたいというふうに考えております。

○観音寺委員 ありがとうございました。

実は、私個人としては、アンケートの結果は駄目なのかなという思いがあります。この成果指標を見ると、どちらかというと施設運営側の指標なんですけど、やっぱり重要なのは利用者側の指標だと思っていて、こっち側が何回やったのではなくて、今重要なのは、参加者が満足しているか、参加者がまた行きたいと思うか、または参加者がほかの人に声をかけて呼ぼうとか、そっちのほうが今後重要だと思います。モニタリングもかなり丁寧にされていますし、現状満

足度も高いので、維持という数値にするのであれば今の満足度を維持するでもいいのかと感じた次第です。

○石井部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今の成果指標、数値目標等について何かご意見、ご質問があれば、この段階でお話しをいただければと思います。

はいどうぞ。

○望月委員 私も関連して、ボランティアの数についてですけれども、先日水曜日のレクチャーのときにお配りになられた資料を見ますと、園内のボランティアが、場所に応じて定着して活動していてほぼ埋まっているようです。新たなボランティアを増やそうとすると、講習室を使って何か視覚的な活動を増やすしか、ボランティアの数を増やす手立てはおそらくないのかなという気がしています。見込みがあるのかなのかというのがよく分からなかったんですけれども、マップ上は結構ボランティアが活動している場所は埋まっていますよね。部屋の稼働率等を考えたときに、10とか11とか、ボランティアの数が増えていくというのが現実的な路線なのかよく分かりませんでした。

○植木公園管理課長 正直申し上げて、エリア的な複合、重複については、そこまで私も思慮深く考えておりませんでした。ただ、今の、まさに望月委員のご指摘のとおり、講習室なんかは、屋内の空間の定時的なものというはまだありませんので、まさにいただいたご意見を踏まえて、指定管理者にも、そこでの屋内での活動、花の美術館なんかではフラワーアレンジメントの関係なり相当やられておりますので、そういったものの発掘というか、そんなこともできるのかなと、すみません、逆に今気づきの視点をいただいた次第でございます。

○石井部会長 では、ちょっと私からも。今のボランティア団体のところの③の数値目標が9団体ということで、団体の数だけになっているんですけれども、これ団体の数だけだと少なくなったら団体を2つに分けたら増えるし、逆に団体が合併したら減っちゃうということもあるので、団体の数だけじゃなくてボランティアの人数、全体の、それも入れたらどうなのかなと、そうすると団体が増えなくても参加する人数が増えてくれば、よりいい、ボランティア活動が活発になっているなどということは見られるんじゃないかなと思いました。

それと、今、場所のことが出たのでちょっと関連するので何うんですけれども、この前の視察のときに、一番最後のほうに坂を上って行って、舗装されているけれどもここ何に使うんだろうねと、照明はあるけれどもという場所がありましたけれども、あれって何だか分かりましたか。

○植木公園管理課長 すみません、もう一度お調べしてご報告いたします。

○石井部会長 あと、この数値目標に関連して。はいどうぞ。

○木下委員 数値目標に関してなんですが、この植物園でのボランティア活動をもっと増やす、団体を増やす、活発化させるということももちろん大事なんですけれども、やっぱり都市緑化植物園の存在意義ということ踏まえたときに、ここで活動して覚えた技術とかを生かして、市内で、この場所以外の場所で活動を展開していくとか、もちろんご自宅の庭とかも含めて、そういうことをうまく図ることができれば、そういう評価もあっていいのかなと、別にここだけじゃなくて、それがやっぱり緑化植物園の意義だと思いますので、今後、そういう視点もちょっと検討していただくとともに幅広い評価ができるのかなというふうに思いました。

関連してもう一点なんですけれども、資料6-2の17ページ、18ページの、今ご説明いただいたボランティア団体との協働による維持管理ということで、ア、イと示されているんですが、先ほど来、観音寺委員ほか言われていたことを考えると、新しいボランティアの活動の場や機

会を検討することという項目を1つ付け加えたらどうでしょうか。確かに、スペース的にはもう園内ほぼボランティア活動の場で埋め尽くされているんですけども、でも、池周りとか、ほかのまだスペース的に余裕があるところがあると思いますし、もちろん屋内の活動というのでも考えられますし、だからもうちょっと積極的にということであれば、今のように提案していただくというのはどうでしょうか。できる、できないは別として、とにかくもう応募の段階で考えていただくというのがいいと思うんですけども。

以上です。

○石井部会長 そのほかありますでしょうか。

はいどうぞ。

○観音寺委員 6-1の9ページをお願いします。

○石井部会長 成果指標とか、数値は。

○観音寺委員 ちょっと離れます。

○石井部会長 離れますか。

成果指標とか数値目標のことで、あれば。

ちょっと私からなんですけれども、ミッションが①から④とあって、今回のこの中だとちょっと分かりづらいんですけども、先日いただいた資料の中だと、成果指標及び数値目標がミッション項目にどう対応しているかということで①から④と書いてあって、○がついてある表があったかと思います。それを見ると、ミッション項目対応で②と③については成果指標に数値目標のことが対応していて、ただ①と④については対応している目標がなくて、そこについて、指定管理者よりその他の指標の設定として提案してもらいますということが書いてありました。それを指標として提案してくれということは、今日ご説明いただいた中にはどこかに書いてありますでしょうか。

○植木公園管理課長 ミッションの①番の部分のみどりの相談所機能的な緑化活動と指導や相談を行うことというのは、恐らく今後も統計数で約1,000件近いご相談に対して対応しているという形が出てまいりますので、その数字をもって定量的に判断できるかなというのを考えておりまして、特に今回の提案書で求める状況はないというふうに考えておりました。

④の屋外レクリエーションの場を提供すること、まさにここが今回のハード、ソフトの部分で提案を求めたいというふうに考えておりまして、どういったものができるのかがちょっと想定がしきれないところがあったものですから、特別提案の形でそれを求めたいという形で今考えている次第でございます。

○石井部会長 その特別提案の形で求める、内容はそれで求めると思うんですけども、①と④について、その他の指標の選定として提案してもらいますということ、先日の資料では書いてあったんですけども、指定管理者から提案してもらおうということ、ミッション①と④についての指標を指定管理者さん提案してくださいねと、それをあなたはどのような指標を提案しますかということは、この募集要項とかに、どこかに書いてありますか。あれば教えてください。

○公園管理課 補足させていただくんですが、資料6-3の提案書、先ほど、植栽のところでご覧いただいたんですが、提案書の19ページ、提案書の様式第18号というところになるんですけども、こちらで成果指標の数値目標達成の考え方として、市が設定した成果指標に加えて、その他の指標を設定する場合は、その指標と目標を記述してくださいということで、ここに書いてある以外の指標が考えられる場合については記載をお願いしますということで、こちらは評価の対象には、その他を設定したことについては、特にそれがいい悪いという評価をするわ

けではございません。

○石井部会長 そうすると、ここにこれだけだと、①と④に対応するものを、どう応募者が考えているかということが、書いてくれれば分かるけれども、書いてくれないと分からないというのもあると思うので、そのことも書いてくださいというように分かるようにしたほうがいいのかなと思いました。そうすれば、そこが複数の応募があったとして、仮に書いてきたところが通らなかったとしても、ああ、今後こういう指標を使えるんだなとかっていう参考にもしちやえる可能性もあるかと思えますので。

それから、数値目標の年間で6,900人、これは平成29年から令和元年度までの平均値にしましたということで、初年度はイレギュラーだったから除いたと、で平均出しましたというお話でした。イレギュラーを除くという話で言ったら、後半のほうについては、天候不順で人数が少なかったというようなご説明を前回のときに聞いていました。そうすると、それも抜かなきゃいけないんじゃないか、多いときだけ抜いて少ないとき抜かないのは目標を下げるんじゃないかという疑問も出てくるかなというところ。

あとは、悪天候だったらどうするかと、そこまで書くのかどうかというのはあるんですけども、いいときだけ抜いて悪いとき抜いてないよ、で平均取ったよというところがちょっと気にはなりました。

この成果指標と数値目標とか、このあたりについて、何かほかにご意見、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

では、一旦ここについては終わりで。では、観音寺委員お願いいたします。

○観音寺委員 6-1の9ページです。

これは半分質問という部分ですが、(2)の募集要項等に関する質問の受付ということで、(1)等にある説明会に参加した団体のみということで、それ以外の団体からの質問に回答しない場合がありますということですが、そんなに厳しくする必要あるんですか。前ページを読む限りでは、説明会においては配付する資料があるみたいで、説明会に参加されなかった団体には別途配付するという配慮をしている割に、質問は受け付けないというのが、何かちょっと違和感があります。いいんじゃないですか、受け付けてあげても。何かあるんですかね、理由が。

○植木公園管理課長 私のほうで制度設計の公平性とか透明性の考え方の何を基準としているのかはちょっと勉強不足でございますので、お調べして追加で委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと存じます。

○公園管理課 原則としては、説明会に参加して資料を入手していただいた方に対して質問を答えるという立場で設定はしているようではございますが、委員のご意見もございましたので、そこは柔軟に対応することも検討できるとは思います。

○観音寺委員 あわせて、同じページの(4)の提出書類の提出方法ですが、直接持参ということで、いいんですけども、毎回ずっとこうなりましたっけ。

○植木公園管理課長 まさに、ご指摘のとおり、私もこれを読んだときに、ウィズコロナの中で、郵便なりが認められないというのに疑問を感じておりまして、今ちょっと市の総務局のほうにも確認をしつつ、こういった時代に対応できる形にちょっと検討できないかを相談して、まだ結論は出ておりません。

○石井部会長 届いた、届かないとか、出した、出さないを、そういう争いを防ぐために確実にということを決まっているんですかね。

○植木公園管理課長 恐らく消印の関係だとかと想定しますが、今も現状、郵便入札等々が制

度が固まっている状況の中においては、何をそこで基準とするのかということを決めれば、ご負担をかけずにご提案をいただくということも可能なんじゃないかなというのを、まさに内部で、昨日ちょっと検討をしておりました。確認してご報告いたします。

○観音寺委員 本当にコロナの状況下、手渡し、直接持参というものは時代に合っていないなと感じますし、今郵便も追跡できたり、ほかの公募書類を見ていると、そういうことに関する遅延は認めませんか、要は条件さえつけば、提出業者も事前に早めに用意してちゃんと届くように送ると思います。逆にルールとして守ってもらえると思いますので、そのほうが時代にあっているかなと思います。

○石井部会長 今の点について、何かご質問、ご意見がある方いらっしゃいますでしょうか。

1つ前の質問の受付というところで、先ほどの説明だと、もう駄目だよというようにも聞こえたんですけども、9ページの記載を見れば、原則としてと書いてあって、参加しないところからは回答しない場合がありますということで、特に絶対回答しませんということじゃなくて、来たもので、答えていいものは回答できるというふうに書いてあるので、まあいいのかなと。私もこれ見て思ったときは、参加する、応募する意図も何もないのに変な質問をしてきた人がいたときに、それは答えないよということの理由づけに使えるようにこうしてあるのかなと思ったんですけども。

○植木公園管理課長 先ほどのとおりに、もう一度柔軟に検討させていただきたいと思います。

○石井部会長 続いて、ほかのご質問、またご意見、ご質問がある方。

はいどうぞ。

○印南委員 あまり関係ないかもしれないんだけど、6-1の16ページの利益の還元のところがありますよね。もう一つは、6-3の収支予算書がありますね。この指定管理のときに、一番分からないところは、この指定管理取った業者がどれだけ儲かったのかというのが分からないんですよ。収支予算書では、ほとんど利益がないでしょう。利益ないのに取るわけがない。だから、どれだけ儲かったのかというのが分かるような書類を作らなくちゃいけないと思うんですけども、これなぜ収支予算書では利益もマイナスもほとんどないんだけど、儲からなかったということは、従業員が、常勤の人と、常勤じゃない人がいますよね。常勤じゃない人というのは通常指定管理のほうで雇った人なんですけれども、常勤の人というのは、もともとの社員ですよ。社員のその費用をつけ替えている。つけ替えているから、利益は会社のほうに残っているんですね。その会社のほうに残っている利益が幾らあったのかというのが分からないと、この受託をして、その会社は幾ら儲かったか分からないというのが、何か分かる方法はないのかなというのが疑問だった。

○植木公園管理課長 まさにご指摘とおり、特定目的会社というか、PFIなんかでいうSPCというか、そういった形で会計を分離しているということをお求めれば、より会社の倒産リスクとか、そういったものもリスクが減るのかなとは考えておりますが、現状そこまでの形になっておりませんで、ちょっと制度的にもまさにご指摘のところ、どんなふうに、国、総務省なりも含めて進んでいるのか、少し勉強させていただいて、何かお示しできることができるのかちょっと勉強したいなというふうに考えます。

○公園管理課 補足でございます。

こちらで必ずしも利益を出して、10%以上のものに関しては利益の半分を還元するという形になっておりまして、その事業によって……

○印南委員 その利益というのは収支予算書のことだから、受託の事業だけなんです。そのほかに本体のほうで儲かっているはずなんだと、そういうことですよ。それがないと受託はし

ない。

○公園管理課 そちらに関しましては、年度評価、総合評価の中で、会社の決算書のほうを提示させていただいておりますので。

○印南委員 そのつけ替えの費用です。

○公園管理課 そういう利益のやりとり、お金のやりとりと言いますか、この事業で幾ら利益を上げて、それが会社の利益にどう寄与しているかというところは、現状の仕組みだと見えづらいところがございます。

○印南委員 利益というのは、幾らでも変わるんだよ。だからその利益で利益が出たからと言ったら大抵ほかのところは全然利益が出てないんじゃないかと思いますね。というのは、幾らでも操作できるから。

○植木公園管理課長 もう少し勉強させていただいて、ご報告できることがあればちょっとご報告したいなと考える次第でございます。

○石井部会長 では、また違う点について、ありますでしょうか。

はいどうぞ。

○観音寺委員 同じページです、6-1の16ページですか、ちょっと私が聞き漏らしちゃったかもしれないんですけども、指定管理料が今回は2億6,000万円ということで、5年間で2,600万円ぐらい増加したということで、この理由は何なんですか。

○植木公園管理課長 大きくは人件費と物価上昇率を踏まえた算定が基本となっておりますが、そのロジックはご説明できる。

○公園管理課 今回、指定管理料が増額しておりますが、大きな要因に関しましては、人件費の単価の増を見込んでいるところでございます。こちらに関しましては、平成30年度から31年度の実績に加えまして、昨今最低賃金等も急激に上昇している状況下でございまして、年間2.9%の増を見込みまして、約1億7,900万円の人件費として査定を見ているところでございます。その他、管理費や事務費等に関しましては、おおむね前回の予定数に、実績等ベースに算定したところでございます。

○石井部会長 その点なんですけれども、人件費が増えるだろうという見込みで上げているところで、実際に人件費として使われたかどうかということまでは、この後はチェックとかはしないんですかね。あるいは、人件費として使われなくて、ほかの部分に使われていても、それは問題ないということになるのか。

○公園管理課 年度評価の中で人件費の欄がございますので、定時の報告の中でこちらのほうで確認させていただきますが、全体の指定管理事業として総額でお渡ししておりますので、その中で人件費はここまでしか使えないだとか、それに転用できないという形ではありません。その他、大幅な科目の変動があった場合には、モニタリングや年度の評価の中で確認はさせていただきますまして、報告させていただくところでございます。

○石井部会長 そうすると、この点は応募の段階、こちらの審査する段階だとしたら、同じだけの指定管理料でやりますよと言う団体があったときに、人件費をすごく少なくして、ほかのところにお金をかけているところと、人件費を適正に見積もってやっているとほかのところにお金をかけているところがあったときには、何かその辺をこちらは配慮して選ぶこととかになるのか、それは総額だからということであまり気にしないことになるのか。何かあるんでしょうか。

○公園管理課 各事業者の提案によって、例えば、同じ植栽管理を行うにも、直営の人間が植栽管理をするというところもありますし、一部委託に出しているところもあるようで、清掃等

に関しましても同様に、その会社の考え方によって変わってきますので、全体的なサービスの点からお目通しいただければというところではございます。そこで人件費が多いからといって、必ずしも優れているというところではなく、会社の考え方によるかと思われま。

○石井部会長 ありがとうございます。

そのほかのことで、ご質問まだあるようでしたら。

はいどうぞ。

○観音寺委員 6-2の9ページ、ここの部分だけじゃないと思うんですが、パネル展示、常設展示とか植栽展示など展示業務のところですが、コロナに関する対策等の文言というのは入れなくて大丈夫なんですか。先日視察させていただいた限りでは、最初入ったスペースには、ここ座っちゃ駄目よというソファーに表示があったり、相談所のところにも透明のカーテンがあったり、講習室にもあったりして、対応されていると思うんですが、このご時世ですので、その部分はうたってもいいのかなというふうに思います。例えば3密を回避すべく何々を施すことだとか、今後も末永くコロナと共存していく社会というものが見込まれていますので、何らかの文言があってもいいのかなと思います。指定管理のほかの業務等との兼ね合いもあると思いますが、ちょっと参考にしていただければと思います。

○石井部会長 そのほかいかがでしょうか。

ではちょっと形式的なところというのか、単純な質問を私のほうからしたいと思います。

6-1の11ページの募集要項のところ、応募に関する事項で、今回は追加で通知があったということで、応募資格として、コロナウイルスの関係の特例を受けているときにはこの限りではないですよというところがありました。これは、あくまでも今年度というか前年度というか、今まで過去に滞納があったら、コロナウイルス云々に関係なく滞納があったところは駄目ですよということではないのでしょうか。それとも、過去に滞納があっても今回特例みたいなので受けていけば、そこは今後は大丈夫ですよということになるのか、そうではないと思うんですけれども。

お願いします。

○公園管理課 こちらの特例猶予を受けている場合は、完納証明書が発行されませんので、こちらに関しましては完納証明書が出ないという状況にはなりますので、その他調査等で確認した上で対応する形になるかとは思いますが、詳細に関しましてはさらに確認させていただきます。

○石井部会長 それと、ここはあくまでも応募資格の問題なので、応募はいいけれども、実際に、例えば、滞納してないところとこの特例を受けて納めてないよというところがあったときに、よりどちらが健全かといえ、完納しているほうが健全であるということはあるので、そこを比べて落とすということはある話ですかね。ただ、財務の健全性とかという項目で見れば、それはもう一方的に決まっているんですけど。形式的に市のほうで審査してというところでしょうか。非常にちょっと、すぐ出てこないんですけれども。

○公園管理課 財務の点に関しましては、印南先生に見ていただいた部分のところでございます。

○石井部会長 その部分で検討できるということですかね。

○公園管理課 そうですね、はい。

先ほどのご質問の件なんですが、証明書交付日までに納期が到来する件、事業年度の部分について、税務署で証明を受けたものを提出してくださいということで、納期が到来しているものに関しましては、結果が出ておりますので、こちらは出していただくような形になるかと思

われます。

○石井部会長 あと同じく、6-5の3ページで、(オ)のところに、千葉市税、法人税、消費税、地方消費税に滞納がないこととありますが、ここにも何か影響してくるのでしょうか。

○公園管理課 こちらも同様の扱いとなりますので、募集要項に挿入した文章を同様に入れさせていただきますこととなります。

○石井部会長 それから、今回追加でお配りいただいたものに関連するということで、6-4の協定書の関連で、55条のところでは第9号を入れたということですが、これはこれが入ることで、今までなかったものなんですけれども、これが入ると今回の昭和の森のようなことがあった場合にどう変わるのかというのを教えていただけますでしょうか。これが入ることで、今回のケースと同じように、もう別のところが変わってもらいますよということになるのか、これが入ることで、今回のケースはまだそのままでもできますよという方向になるのか、ちょっとさっきいただいたのを見ただけで分からなかったのです。

○公園管理課 こちら第55条の本文の中では、管理業務の全部、もしくは一部の停止を命ずることができるものとするということで、追加した9項、入札参加資格指名停止措置要領に基づき入札指名停止になった場合や、例えば事故が起きた場合、事故が起き入札指名停止になった場合の件でございますが、昨年度の昭和の森のような事態が起きた場合、今まで定めがなかったのが一部、そのときもいろいろ解釈を重ねて新たに順位の候補者に移ったという形になっておりますが、その解釈を重ねた中で、この条文を付け加えることによって、そのような事態が起きた場合に即座に対応ができるようにということでも定めたものでございます。

○石井部会長 この第55条の本文が、指定管理者の指定を取消し、または停止を命ずることができるという条文になっていて、(9)のところでは、指名停止措置となった場合で、その理由等が管理業務を継続するに相当でないと認められる場合には指名停止を命ずることができるので、必ずしもしなければいけないわけでもないようにも読めるし、それから指名停止措置を受けたとしても、相当ではないと、管理業務を継続する上で相当ではないと認められない場合、指名停止措置を受けたけれども、いろいろ考えたらいけないのというときには、ここに当たらないということで、指定管理者の指定を取り消さないこともできるようにも見えるんですね。そういうような読み方でいいのか、それとも指名停止措置を受けたら基本的には、やっぱりもう降りてもらいますよということになるのか、確か今回の昭和の森が、もう絶対降りてもらわなきゃいけないような形だったんですけど、応募資格がなくなるから、もうここには任せられませんよというような話だったような気がします。

○植木公園管理課長 まさに、資格要件を失った、喪失したということで失格とさせていただいた形かと思いますが、今ご指摘のとおり、まさに労働基準の判断であったり、司法の判断なりというところが出ない中で、ここまで踏み込んでいいのかということも、もうちょっとリーガルの解釈の想定というんでしょうか、そこができていいのかどうかをもう一度確認してご報告をさせていただきます。基本的には指名停止の形でペナルティーを負っておりますので、最上位の方はその場で失格という形になるかとは思いますが、ちょっともう一度整理させていただきます。

○石井部会長 そのほかのことでご質問とか、はいどうぞ。

○木下委員 資料6-1の4ページ、ビジョン、ミッションのところなんですけれども、ちょっとその前に確認しておきたいんですが、資料6-2の18ページ、先ほどのボランティアのところなんですけれども、資料6-2の18ページの一番上の(イ)のボランティア団体の活動が一般利用者の妨げや園内の占用的な利用にならないよう配慮し実施することとあるんですけれ

ども、これは一般論として、こういうことに注意してくださいということなのか、過去にこういうことが実際にあったのかどうかということ、ちょっと伺いたいですけれども。時々あるんですよね、こういうことが。ほかの事例では。

○植木公園管理課長 過去の事例について発生したかどうかは、再度確認をさせていただきます。

おっしゃるとおり、ボランティア団体さんが既得権的な動きをしたり、先ほどの望月先生もおっしゃったように、そのエリアはその人たちの人間だという、言葉が適切か、縄張的な状況が発生することが多々ございますので、そういったことを想定して書いたのか、バランス感覚を持ってこれをやっぱり広くということで記載したのかを、ちょっと過去を確認しないと分からないかと思えますので。

○木下委員 分かりました。じゃそれは確認していただくとして、ビジョンとミッション、資料6-1の4ページに戻らせていただきますけれども、このビジョンのところ、地域コミュニティの核という言葉が入っているんですが、このコミュニティという言葉の解釈なんですけれども、ずっと説明伺って、読んでいくと、ボランティア活動の場を提供するということが、すなわちコミュニティの創出であるというように読めてしまうところが多いんですが。例えば、資料6-2の3ページの本施設の概要のところの部分で、本施設を活動拠点とするボランティアグループも生まれ、みどりを仲立とする市民のコミュニティの場としての役割も果たしているとか、先日、現地見学させていただいてやっぱり思ったのは、思ったというか、例えば温室でコーヒーとか飲めるといいですねとかいうような意見も、やっぱり座って飲める場所があるといいですねっていう話も出たように、これは地域のコミュニティの方々だけに限った話ではないのかも知れませんが、ボランティアもちろんコミュニティの方々も参加されてボランティア活動を行うということもあると思うんですけれども、一般の利用者、ごく日常的にふらっと訪れて、ゆっくりしてという、そういう利用ですね、まさに一般的な公園のように。

今回ミッションで、③と④の順番を入れ替えられたわけですが、でも③コミュニティももちろん、ボランティアももちろん大事なんですが、ちょっと植物園の対応を現場で拝見していると、やっぱり周辺住民の何げない日常的な利用に何らかのサービスをより向上させていくという視点ももうちょっとあったほうがいいのかなというふうに感じました。だからコミュニティって言葉は、ボランティア活動だけではなくて、周辺住民の何げない日常的な利用の場という意味でも解釈すべきで、そういう取組も、④で一番最後になっているわけですが、ぜひ指定管理者の方にちゃんとおざなりに考えないで、周辺住民の何げない利用のこともちゃんと考えていただきたい、そういうサービス改善、向上も考えていただきたいということが伝わるような書き方ができるといいなと思ったんですけれども。それが1つです。

同じ部分で、ボランティアに関わることなんですけれども、普及啓発という言葉、あるいはボランティア活動の場を提供するという書き方、これはこれでいいと思うんですが、もう一步踏み込んで、都市の緑化とか、管理に関わる人材育成、人材育成という言葉を入れてもいいんじゃないかと思うんです、都市緑化植物園に。あれだけのボランティアの方が参加されて、結構技術的なことも身につけられて、それが代々継承されていくと。さっき言ったように、ほかの場でもそういう技能を生かして活動されるということも考えられますので、ボランティア、人材育成というワンセットで、普及啓発をもう一步プラスアルファ、人材育成という言葉を入れてもいいんじゃないかなと思うんですけれども。ボランティア活動の場を提供するというより、私の場合、人材育成という言葉のほうがピタッとくるんですけれども。プラスアルファとして、そういうこともあったほうがいいのかと、ちょっと思ったんですが。いかがでしょう

か。

○植木公園管理課長 まさに木下委員のご指摘のとおりでございまして、緑化推進員については、本課、私ども市役所の緑と花の推進室というところもございまして、花の地域リーダーの育成等々、まさに人づくりについて事業を進めてまいりまして、まさにここでもその中の一団、第何期生という方が定着されたりしておりますので、どこかの部分に人材育成を入れ込みたいなど、かつ今の指定管理者も講座を開催しているということは、まさにそこで人が育って、そこで活動を定着していただくというのが、本来のアウトカムとアウトプットの関係だというふうに私も考えておりますので、その部分を強調できるように、ちょっと工夫を、舵を修正していきたいというふうに考えます。

○木下委員 もう一点細かいことで、資料6-2の17ページなんですけれども、この資料6-2の初めのほうにも、市の施策との関係で、環境への配慮ということがうたわれておりました。この農薬ですとか薬剤は、やっぱり環境への負荷の少ないものを使うとか、園内で出た伐採枝は、発生材をリサイクルすると、これ書いていただいているのでいいと思うんですが、ちょっとこれ私の専門に引き付けた話をして恐縮なんですけれども、(カ)のところ、かん水というのがあって、先日見学させていただいたときに、雨水の貯留槽が樽の形をして面白いのがありましたけれども、あれ1つしかなかったんですけれども、何かああいう雨水貯留の方策をもっと増やして、できればかん水みたいなことには雨水を活用していくという視点があるといいのかなと。発生材とか薬剤だけじゃなくて、水の循環、水道を使うことないわけで、雨水をためておけばそれを使えるわけですから、何かそういうのははっきり書いても、雨水活用を進めるとかかん水のときには、何かそういうふうにも書いちゃっていいんじゃないかなとちょっと思いました。

○植木公園管理課長 千葉市においても、まさに雨水、雨循環、水環境の全体の循環については、環境局の環境保全課自然保護対策室が所掌しておりますし、水循環のそういったものに対して、下水道部分も、雨水貯留槽の設置というのも助成しておりますので、まさに一つモデル事業という形で、そこを市民の方にも見て知っていただくという意味でも、きちんと、恐らくはパネル展示もしながら、かつ一番環境負荷の高い上水を使うのではなくて、自然循環の形といったものを考えながらというようなことも、ちょっと恐らくこれも指定管理者とも意見交換をして、きちんと考え方を理解してもらいながら進めていくのかなというふうに今ちょっと考えた次第でございます。

○木下委員 もっと大きいことを言っちゃいますと、都川というのは洪水のリスクの高い川だと思う。そういうことを考えると、やっぱり庭ですとか、各お宅ですとできるだけ雨水を下水に流さない、雨水活用とか、地下浸透させるという、そういうことも合わせて普及啓発できる場だと思うし、そういうことをやるのにふさわしい場だと思いますので、植物園というのは、そういうことも、細かい話ですけども、書かれるとより環境に配慮しているというところが前面に出ていいのかなと思いました。

○石井部会長 そのほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○観音寺委員 6-2の12ページですが、11ページから指定管理者自主事業実施ということで、(2)として、飲食・物販事業実施で、細かくいろいろと飲食事業の実施について書いてあります。先日視察させていただいた際にも、先ほど木下委員からもありましたが、カフェなり、ちょっとゆっくりできる、お茶飲みながらお話をしたり休んだり、そういう場があったほうがいいねという意見がありました。自販機も実際少ないという中でいうと、無料か有料かは別と

して、コーヒーサーバーなりを置くという手でもいいんじゃないかとか、いろいろ話はさせていただきましたが、確か課長のほうで、前回もこういう形で書いて、そういう提案を期待したけれどもなかったという話も聞く中で言うと、この辺というのは、もうちょっとランクを上げて、期待していますみたいな書き方はできないのかなと感じました。合わせて言うと、(2)の最後の部分に、なお、内装工事を行った場合、原則として指定管理終了後、原状に復することという一文があって、これ意外と業者にとってはきついなという気がしています。例えば素敵なカフェを造って、指定管理期間が終わったときに戻せと言われると、いろいろな部分でデメリットしかないかなという気がしています。指定管理が終わって次のときには取れなかったらと考えると工事はしない判断になる可能性があります。例えば文書に、指定管理終了後市と協議の上、原状復帰を求める場合もあるし、そのまま使うこともできるとか、そういう少し条件を緩めてあげないと、投資意欲を欠かせる文言になっているという気がしますので、ご検討いただければと思います。

○植木公園管理課長 まさに、先ほどのハード面、ソフト面の部分の期待の部分で言うと、私なんかは勝手なイメージとしては、最近のウィズコロナの時代においては、芝生広場にケータリングカーを呼んでいただいて、外の屋外空間で何かを活用していただくとか、今現在の指定管理者さんがそれだけのノウハウがないのであれば外部からアウトソーシングなりを期待するというのをイメージしているんですが、確かにそこが伝わりにくいのかなとも思っておりますので、ちょっと特別提案の形がもう一工夫何かできるのか、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

○観音寺委員 例えば、特別提案にこういうものをぜひ提案してほしいという一文を入れて、特別提案の配点を、今5点でしたっけ。

○植木公園管理課長 はい。

○観音寺委員 合計点がきれいにしたほうがいいかなと申し上げたことがあるんですけども、割り切れた方がいいかなという気もするので、ちょっと今ページが分からないんですが、何かそういう部分で少し特別提案を優遇するというのもあるかなという気がします。

○石井部会長 はいどうぞ。

○石橋公園緑地部長 公園緑地部長の石橋でございます。よろしくお願いたします。

今カフェのようなものを設置ということなんですが、千葉市では、大規模公園などを中心に民間活力、民間事業者さんと連携した魅力向上に取り組んでおりまして、そのようなこともやっております。そちらのほうですと、事業期間が10年とか20年とか長いスパンですので、民間事業者の方も投資の意欲がありますし、ただ、今私どもでやっている中では、やはり事業終了後は原状に復旧していただくということを条件に展開しているという実情がございます。現地もご覧いただきまして、やはりそういう魅力の施設が必要だということは私も思っておりまして、今回新しい5年間の指定管理ということで考えていくんです、今日のご提案はほぼほぼ今と似たような形というご提案なんですが、次の指定管理期間の中で、より都市緑化植物園が魅力あるものとするために、この手法でいいのかというところは、またちょっと我々も考えていきたいと思っております。

それと、今回、ちょっと今こういうご提案をいただきましたので、表現上の工夫、どういったことができるかということは検討してまいりたいと思っております。また、仮に選定された事業者さんが当初の提案の中でそういう要素がなくても、毎年の事業計画の中でできる取組、大きな投資を伴わなくても利用者の利便の向上に関する取組ができないかという働きかけは毎年続けていくというか、対話して、そんなものが実現できるようなことは考えてまいりたいと思っております。

おります。

あと、もう一点よろしいですか。先ほど木下委員の雨水貯留に関することですが、6-2のほうは、これ管理業務の基準というような書き方になっていまして、6-1の7ページ、8ページあたりは市の施策等との関係ということで、6-1の7ページの(6)下段です。環境への配慮、このあたりに、その要素をにじませるといようなこともあるかなと思ひまして、委員のご意見ですと、もっときっちり後ろの6-2のほうできっちり書き込んで、最低レベルとしてそれを求めたほうがよいというお考えか、あるいはこの辺でのにじませ方でもいいのかな、その辺はどうでしょうか。

○木下委員 私はもう書いてもいいのではないかと思いますけれども。

○石橋公園緑地部長 なるほど。

○木下委員 6-2のほうにですね。でもその辺の判断はお任せしますが、やっぱりハードルが高いということであれば、6-1のほうでも構わない。

○石橋公園緑地部長 分かりました、ありがとうございます。

○木下委員 ご判断いただければと思います。

○石橋公園緑地部長 はいありがとうございます。

○石井部会長 今の点に関連しているので、ちょっと私からも聞かせてください。あと意見もあります。

6-2の12ページの自主事業、飲食・物販事業実施というところの書き方なんですけれども、これは前回の募集時とほとんど変わっていないということでもよろしいでしょうか。

○公園管理課 はい、変わっておりません。

○石井部会長 そうすると、前回これで募集して、提案とかを期待していたということであると思うんですけども、結局5年間何もやっていないですよ。そうすると同じことで期待していますと言っても、ちょっと期待できないんじゃないか。これがまた違う事業者が出てくるんでだったら期待できるかもしれないけれども、同じところだと期待は薄いのかなと。これで指定管理を取った後で、毎年の事業年度の評価でということをお話ありましたけれども、厳しいようなんですけれども5年間変わってないですよ、年度評価やっています。

それと、この部分で利用者からのアンケートでもいろいろ出ているところ、そのアンケートも見ていながらも変わってこなかったですよ。そうすると、今までと同じだったらまた同じじゃないかなという気がするので、もうちょっとやってほしいんだよということが伝わるようにしていったほうがいいんだろうと思いました。

それで、その関係で言えば、ここも特別提案になるところなんだろうけれども、6-3の27ページの様式第25号で特別提案をしてくださいということであるんですけども、ここはA4判1枚以内でと書いてあるんですが、少な過ぎるんじゃないかなと思うんです。もっと枚数を多くてもいいんじゃないかなと、ここに期待しているんだとすれば、というように思いました。かといって、何十枚も出されてもそれは困ると思うんですけども、1枚は少な過ぎるかなと思いますので、ちゃんとした提案ができるぐらいの枚数は確保してあげたほうがよいかなと思いました。

それと、ほかの委員からもご指摘もありましたけれども、特別提案期待している割には配点5点って少な過ぎないかという思いがあります。ここの選定評価委員会でやっている中で、ほかの案件で、もっと特別提案点数上げているのがありますよね。点数低かったけれども、いや、そこもっと重視すべきじゃないかという意見で増額したということもありますので、その辺はちょっと考えていただいたほうがいいのかと思います。5点しかないとあまり差がつかない

いんじゃないかと思います。そこで幾らいい提案をしても、ほかで差がついちゃったときに、全然挽回のしようがないとか、こっちのほうがいいのにこっち選べないねという事態も出てきてしまうと思いますので。

それと続けてになってしまっていて恐縮なんですけれども、同じところで、自販機について、幾つかのところに分かれて書いてあるんですけれども、自販機は自由に指定管理者が設置できないということになっていて、例えば6-1の6ページのところでは、自主事業として行うことができる事業と(2)とあって、飲食・物販事業とあるんですけれども、最後のところで、また本施設で自動販売機設置は、市の公募貸付によるものとするため、指定管理者の自主事業として行うことはできませんとあります。また、6-2の21ページの一番上の(2)のところで、ここでは自動販売機設置及び管理運営に伴う協力ということで、本施設に設置される自動販売機について、指定管理者は、自動販売機設置者への必要な協力を行うこととあります。そうすると、この2つからすると、指定管理者としては自販機設置できませんよ、市のほうが公募で設置しますよ。それに指定管理者さん協力しなさいよとなっているところで、そうすると、あそこでアンケートとかで、駐車場に1個しかない、ほかにも欲しい、相談所の中にもあった方がいいと思いますし、温室の近くにあっていいし、温室の近くのトイレの前にあってもいいのかなど、そういうことを指定管理者としたらやりたくてもできない、アンケートではあったほうがいいと出てきている。これはむしろ市のほうが設置しましょうと言って公募を、これって設置しようとしたらどういう手続が必要なんですかね。市が積極的に動かないとできないものですか。

○公園管理課 市のほうで募集区域を定めまして、公募のタイミングの中で、各ベンダー業者のほうを公募する形になります。

○石井部会長 あそこだけ今やりたいからと言って誰か手を挙げてくれという、任意に動くことはできないんですか。

○公園管理課 基本的には手続を踏んで、すぐという形ではできない形ではあります。

○石井部会長 自販機等も、例えばアンケートとかで大分前から挙がっている話なんだろうと思うんですけれども、そうすると、すぐにはできないにしても市として検討して公募ができないかと、でもいろいろな事情でできないよねとなったら、公募できないんだから指定管理者に設置していいよって言ってあげるとか、そういう方法は何か考えられないのかなと思いました。

○植木公園管理課長 まさにご指摘のとおり矛盾点がありますし、この指定管理者制度を導入した段階で、先ほどの公募区域から外すことで、指定管理者さんの裁量権なりが、自主財源の確保の道があるのかどうか、ちょっとそういったところももう一度ゼロから、現段階ではすぐにはできないという状況であるようなことは事実のようなんですが、ちょっとゼロからもう一度検討はいたします。

○観音寺委員 ちょっと関連ですが、6-2の23ページですか、一番下の(2)の電気料金のところも、何かすごく内容が分かりづらいと感じます。最終的には市を介さずに指定管理者と自動販売機設置許可業者で直接請求しろと、ただ一括で最初は指定管理者が払って、市を介さずに自動販売業者から電気料金取れって、何かすごく分かりづらいいかなという感じがするんで、合わせて検討してください。

○石井部会長 今、あそこに全然自動販売機がないわけではなくて、1個置いてあるわけなんですけれども、その置いてある業者は、もう一方増やすというのも、また大変な手続なんだろうかね。それとも手続としては大変じゃないけれども、もう一個増やしても採算は取れないから、その事業者は出さないんだということなんだろうかな。

○公園管理課 一括で許可は付与していますので、もう1台増やすとなると利用面積が増え、条件が変わりますのですぐにはできない状況でございます。

○植木公園管理課長 あともう一点、儲かる儲からない的な判断で言えば、1基で大体黙って5万円ぐらい稼いできますので、恐らくあれば満足度と利益は上がってくるものだというのがあります。

○観音寺委員 また関連なんですけれども、市原市さんが公共施設、いろいろな保育所だとか、図書館だとか、公民館だとか、その空きスペースを開放するので、自販機設置なり、ワゴン販売なり、要は行政のスペースは賃料を取らないので、うまく活用して利用者の満足度を高めるために使ってくださいみたいな形で、先月ぐらいに公募をしていました。そういうふうを考えていくと、そこを指定管理者はしちや駄目よとか、あまり厳しくし過ぎるのは本当にちょっと今のトレンドとも合っていないのかなという気がします。

○石井部会長 特別提案の配点なんですけれども、ほかの施設などで大体全体に対する割合、何%ぐらいなのかというのは分かるのでしょうか。100点満点中の5点だったら5%ぐらいだとか、10点だったら10%ぐらいだとか。

○植木公園管理課長 すみません比較交差はできておりません。

○石井部会長 特別比較してないということであれば、ここでここを15点にするとか、いうことも特に問題はないわけなんですか。

○公園管理課 そちらの配点に関しましては、委員会での裁量になりますので、その幅でしたら特段に可能かとは思いますが。

○石井部会長 むしろ、ここで、例えば15点にしてほしいですとか、具体的な意見を述べたほうがやりやすいんでしょうか。

○公園管理課 はい。

○石井部会長 どのぐらいにとか、何か委員の皆さんご意見ありますか。

○観音寺委員 昭和の森はもうちょっと高かった。15点とか20点ぐらいあったような気はします。

○石井部会長 15点、20点にしたような気がするんですけども。

○観音寺委員 でも、そのときに上げ過ぎると、指定管理の本来の業務が重要なので特別提案だけで逆転しちゃうのも困るよねみたいな議論がありましたね。

○石井部会長 そうでしたね。

○石橋公園緑地部長 今確認してまいります。

○石井部会長 すみません、今ちょっと見つけられなくなってしまったんですが、特別提案をしてくださいというのが、どこを見ると応募してくる人の、特別提案をこれこれしなきゃいけないんだ、するといいんだなというのが分かるような説明が書いてあるんでしたでしょうか。提出する書類の書式とすれば、先ほどの6-3の27ページの提案書様式第25号なんですけれども、そこに書いて、こういうことを提案してくださいという説明がどこであったか、ちょっと見つけられなくなってしまって。募集要項のどこかに書いてないとおかしいというか、書いてあるはずですよ。

この施設だと、これまで特別提案の項目がそもそも配点のところではなかったから、説明の中に出てこないんですかね。出てこないとすると、さっと見ただけでは、ここを詳しく書こうとか、こんなことを提案しようと思わないと思うので、そういう項目がありますよと、そこで自主事業などのことも含めて、自主事業は書くところあると思うんですけども、よく応募者側にも、そこをちゃんと出してねというのが分かるようになったほうがいいかなと思います。

書く中で、募集要項のところに書くのか、様式25のほうに書くのか、やっぱり市としてこんなことを考えているけれども、例えばこんなこととか、こんなこととか、そういうような具体的な提案を出してくださいねと例示をしてしまえば、こちらはそれを期待しているんだなということをごわせられると思うんですけども。

○植木公園管理課長 まさに今ご指摘のとおり、資料6-1の13ページ、中段のイの提案書関係でしか、様式29号があるよとしか分かりませんので、まさにちょっとその部分をどう促すのかといった視点で、ちょっと加筆を試みたいというふうに考えます。

○石井部会長 あと、促すというところからすると、過去のアンケートの内容、これは公開してもいいものですよ。

○公園管理課 アンケートの内容に関しましては、年度評価等の中でつけておりますので、応募者等が、事業者等を見ることは可能です。

○石井部会長 そうしたら、過去にこの施設でこういうアンケートをやりましたと、その結果があるので、そうすると利用者からの意見が分かるから、それを十分に踏まえて検討した上で提案してくださいというようなものを書いてもいいのかなと。そうすると、こちらで審査というか、見るときに、そういったアンケートの内容を踏まえた提案をしているのか、そうじゃないのかで、ちょっと判断できるかなという部分も出てくるかと思いました。

はいお願いします。

○公園管理課 先ほどの、昭和の森の特別提案の件なんですけど、全体150点のうち特別提案10点として昭和の森はしておりました。

○石井部会長 管理経費が20点ですから、それよりは少なくないはずいんでしょうね。

○公園管理課 同じく昭和の森、管理経費が20点なので。

○石井部会長 昭和の森に合わせるなら10点ということになるでしょうし、ここでいろいろ提案してほしいよということになれば15点ということになるでしょうし。

○観音寺委員 10点でいいかなと。

○石井部会長 ご意見いかがでしょうか、この点数。特別提案に対する配点を10点とするか、15点とするか。

○木下委員 ちょっと話ずれるかもしれませんが、今もいろいろな具体的な要求が委員の皆さんから出されて、それぞれやっぱり重要だと思うんですけど、ただ特にハードを伴うものに関しては、いろいろ予算的な制約等もあると思いますし、そうしたときに、全部これやれ、これやれ、これやれって等しく書くのではなくて、何らかの重みづけとか、優先順位みたいなものを提案できるか、あるいは配点で高得点にしておいて、ここ頑張ってやってくれというようなことを示すのか、何かそういう配慮をしないと、総花的に要求はしたけれども、やっぱりできることは限られて、これしか毎年できなかったというので終わってしまうような気がしていて、ちょっとそういう優先順位をつける、市として方針があるならそれを示すし、あるいは指定管理者の提案の中でこれは大事にするんだというようなことを提案させるとか、何かそうしないとなかなか難しいかなというふうに、ちょっと思ったんですけども。

○植木公園管理課長 まさに今ご指摘になったことで、都市緑化推進と緑地保全の関係なりの明確な優先順位というか、求めていくベクトルというのは唯一私どもは緑と水辺の基本計画といった法定計画にしか理念的なことが整理できておりませんので、なかなか現段階においては、そういったものの優先順位をぽつとご提示することも今は難しいのが実情でございます。

○石井部会長 この配点については、今までなかったところに新たに入れたということもありますし、昭和の森も150点中の10点ということもあるので、10点ということでもよろしいでしょ

うかね。

ここは委員会としては10点としていただくようお願いしたいと思っています。

細かいことで恐縮ですが、6-2の25ページで、公衆電話のことが書いてありました。これ、今も公衆電話って設置されているんですでしょうか。

○植木公園管理課長 はい、みどりの相談所の入り口に緑電話がございます。

○石井部会長 それから、アンケートでエアコンのことがありましたけれども、それは市としてどうするかというところになってきてしまうんですかね。みどりの相談所というか、施設全体についても。

○植木公園管理課長 はい、まさに、前回の部会でもご意見いただいたその部分なんですけど、今一番簡易的にはスポットクーラーの調達ができないかということで、今一度、金額的なものが約5万円ぐらいで購入可能でございますので、指定管理者にも一応投げかけをして、向こうでの事業計画上難しいようであれば市の備品としてのさらに調達ができないか、ちょっと予算の残額を見ながら今後検討していきたいという状況でございます。

○石井部会長 6-1の12ページの提出書類のところで、アのただし書で、以下の書類を提出してください。ただし選定評価委員会における審査において、以下の書類以外についても提出を求める場合がありますとあって、それ以外のものを出してくれと言ってもいいようにも見えますけれども、他方で14ページの一番上のところで、ヒアリングは提案書を基に行いますので、ヒアリングの際に使用する資料を作成する必要はありません。また提案書と別にヒアリングの資料を提出することはできませんとあります。

これ、前もどこかのときにお話ししたんですけれども、ヒアリングが提案書だけで行われるのが正直言って分かりづらいと思うんです。なので、ヒアリング用の資料というか、プレゼン用の何か分かりやすいものを出してもらおうということも認めてもらえないのかなと。もちろん出さないところは出さないでいいとは思いますが、よりうまく説明したいというところが出せないというのもどうかなと思うのですが、この部分というのは、市で統一しているから変えることはできないんですでしょうか。もしできるのであれば、以下の書類以外にも求める場合がありますというところを利用して、出してもらえるといいのかなと思ったりもするんですけれども。

○公園管理課 原則といたしまして、各事業者同じ市から求められた提案書の中に全てデータ、情報を盛り込んだ上でヒアリングに臨んでほしいというのが全庁的な方向性でございます、他の資料を認めてしまいますと、提案者によって、様々な資料が出てまいりますので、同じ条件で提案を求めたいというところが趣旨でございます。

○石井部会長 その趣旨は分かるんですけれども、それを委員会ごとに個別に運用できないのかという点はどうなんでしょうか。

○植木公園管理課長 まさにこの制度を担っております千葉市の総務局のほうとも、一応確認をさせていただいて、その公平感を部会ごとにこういった公園という面白みのある特性の中で認めていただくことが、そういったことについてちょっと協議をさせていただきたいと存じます。

○観音寺委員 追加ですが、公募の書類はこうですと、それについて記載の通りに出してください。ただしプレゼンの際に、その書式の中から抜き出して、要は改変せずに同じ内容を概略だとか、分かりやすくしたパワーポイントの使用だとかに関しては配布を可とするという事例も出てきています。林さんがおっしゃった、原則はそのとおりなんですけれども、審査するほうは、この書式ってすごく読むのが大変で、要はアピールポイントとかも、そうじゃないと

ころなんかも、同じテンションでずっと書かれるので、非常にこの会社は何をしたいのかというところが伝わりづらいんです。だから、もちろん、この書式にのっとってちゃんと出してもらいますけれども、プレゼン用に、要は審査するほうの立場でキーポイントが分かるものがあると非常に助かるなというのが、多分委員長と私の意見だと思います。

○石井部会長 あと私から一点だけ、6-2の3ページで、供用時間、供用日のことが書いてあります。条例で定めてあって、9時から5時までとなっていると思うんですけども、例えば夏とかに夜も開けるとか、夜何かやろうとした場合に、指定管理者が希望を出せば、それは認められるんでしょうかね、

○植木公園管理課長 はい可能でございます。

○石井部会長 写真スポットだとかいうことであれば、夏とかであれば、夜ちょっとライトアップしてやったらきれいなのが撮れるからみんな行きませんかみたいなことも指定管理者としては考えてもいいのかなとか、これも今話をする事じゃないかもしれないんですけども、ちょっと思ったので。夏だったら芝生のところの広場で子供の花火大会をやるとかだつて、周りの人を集めることもできるでしょうし。そういったことも考えていってもいいのかなとふと思いました。

その他に何かご意見、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

そうすると、今日のこの委員会は意見等をお話しして、これで終わるという形でよろしいでしょうかね。

それでは、他にご意見等ございませんので、議題2については以上で終わりいたします。

○植木公園管理課長 それでは、本日いただいたご意見を踏まえまして、再度私ども公園管理課のほうで修正案を作成させていただいた後、部会長に見ていただきながら、各委員の皆様にもお送りして、ご意見をいただくような形で成文として取りまとめていただくような進め方でよろしいでしょうか。

○石井部会長 それでは、募集要項等につきましては、この部会で今日出ました意見を反映していただきますようお願いいたします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。

以上もちまして、令和2年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○石橋公園緑地部長 改めまして、公園緑地部長、石橋でございます。

本日は、長時間にわたり慎重なご審議、またたくさんのご意見いただきまして誠にありがとうございました。

私ども、本日お諮りした資料、なかなか整合が取れていなかったりですとか、これまでの指定管理の状況などをうまく反映できていなかったかなという、不十分な点もあったかなと思って反省しております。

本日いただきました意見につきましては、またお示しさせていただきたいと思っております。何と言いましても、今年度は指定管理の切替えのタイミングということもありまして、委員の皆様には例年にも増してご負担をおかけしているところがございます。申し訳ございませんけれども、よりよい施設運営のために、皆様のご指導を引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○須長都市総務課長補佐 それでは、本日の会議はこれにて終了させていただきます。

委員の皆様、お忙しい中誠にありがとうございました。